## 新(平成29年10月20日農林水産省告示第1577号) (規格) 第3条 りんごストレートピュアジュースの規格は、次のとおりとする。 区 分 基 準 (略) (削る。) (削る。)

## (測定方法)

第6条 第3条の規格における糖用屈折計示度及び酸度の測定方法は、次のとおりとする。

事	項	測 定 方 法
(略)		
酸	度	1~3 (略)
		4 計算
		リンゴ酸換算値とし、次の算式によって算出した百分比を酸度とする。
		式 (略)
		T・B (略)
		F:0.05mol/1水酸化ナトリウム溶液のファクター
		W・0.00335 (略)
		注1:試験に用いる水は、日本工業規格K 0557 (1998) に規定するA2又
		は同等以上のものとする。
		   注2:試験に用いる試薬は、日本工業規格の特級等の規格に適合するもの
		とする。

(規格)

第3条 りんごストレートピュアジュースの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
(略)			
異	物	混入していないこと。	
(略))			

旧

## (測定方法)

第6条 第3条の規格における糖用屈折計示度及び酸度の測定方法は 次のとおりとする。

事	項	測 定 方 法
(略)		
酸	度	1~3 (略)
		4 計算
		リンゴ酸換算値とし、次の算式によって算出した百分比を酸度とする。
		式 (略)
		T・B (略)
		F:0.05mol/1水酸化ナトリウム溶液の力価
		W・0.00335 (略)
		注1:試験に用いる水は、蒸留法若しくはイオン交換法によって精製した
		水又は逆浸透法、蒸留法、イオン交換法等を組み合わせた方法によ
		って精製した水とする。
		注2:試験に用いる試薬、試液及び容量分析用標準物質は、日本工業規格
		の特級、容量分析用標準物質等の規格に適合するものとする。